

広情個審第11号
平成27年3月11日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

公文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

下記の諮問事案については、別添のとおり答申します。

記

- 1 平成25年7月3日付け広施恵第35号の諮問事案（諮問第67号関係）
- 2 平成26年4月14日付け広施恵第5号の諮問事案（諮問第77号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

- ① 平成25年7月3日付け広施恵第35号の諮問事案（諮問第67号事案）
平成25年3月9日付けの開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年4月9日付け広施恵第7号で行った公文書不開示決定に対する同年6月7日付けの異議申立て
- ② 平成26年4月14日付け広施恵第5号の諮問事案（諮問第77号事案）
平成26年1月22日付けの開示請求に対し、実施機関が同年2月26日付け広施恵第187号で行った公文書不開示決定に対する同年3月26日付けの異議申立て

第1 審査会の結論

1 諮問第67号事案

「恵下埋立地（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）に係る〇〇〇〇町内会連合会（以下「連合会」という。）及び〇〇〇〇各町内会（以下「各町内会」という。）の団体及び個人との協議録（平成24年4月1日から平成25年2月28日まで）」の公文書開示請求（以下「本件開示請求①」という。）に対し、実施機関が「本件事業に係る連合会長等との協議録 16件及び各町内会長等との協議録 5件（平成24年4月4日から平成25年2月12日まで）」（以下「本件対象公文書①」という。）を不開示とした決定は、妥当です。

2 諮問第77号事案

「本件事業に係る協議会設置に関して連合会または連合会役員との協議録」の公文書開示請求（以下「本件開示請求②」という。）に対し、実施機関が「本件事業に係る協議会設置に関して連合会役員との協議録 3件」（以下「本件対象公文書②」という。）を不開示とした決定は、妥当です。

第2 異議申立ての趣旨

1 諮問第67号事案

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立ての趣旨は、本件開示請求①に対

し、実施機関が不開示とした決定を取り消し、本件対象公文書①の全部を開示するよう求めているものです。

2 諮問第77号事案

申立人の異議申立ての趣旨は、本件開示請求②に対し、実施機関が不開示とした決定を取り消し、本件対象公文書②を広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）上不開示とすべき部分以外すべて開示するよう求めているものです。

第3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書及び口頭意見陳述等での主な主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

1 会長や役員という肩書を冠して行動する場合、その行動は外形的には連合会等の代表又は役員として活動しているとみなされ、法人等としての職務として行う行為に関する情報であり、公にすることが予定されているものである

また、連合会等は実施機関の外部組織であり、連合会長等との協議は外部協議であるから、その協議録は開示されるべきである。

2 協議録を開示することについて、相手方の了解を得たものでないなどは、条例上不開示要件となっていない。

3 全部不開示とできるのは、不開示情報を取り除いた情報に有意なものがない場合に限られ、その有意性の判断は請求者の意図によらず、客観的に定められるものである。

4 連合会等と既に「建設合意書」及び「覚書」が締結されており、交渉が終了しているから、開示することで事業の適正な遂行に影響を及ぼすものではない。

また、協議会設置に関する役員との協議も、既に協議会が設置されたのであるから、公にすることにより信頼関係が崩れることはない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述での主な主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

1 連合会長及び役員並びに各町内会長等（以下「連合会長等」という。）との内部協議は、自由かつ率直な意見交換がなされてこそ意味のあるものであり、公にすることにより関係者から圧迫を受け自由かつ率直な意見交換が阻害され議論が沈滞するなど、今後の内部協議に著しい支障を及ぼすおそれがある。

2 埋立地の安全対策に関する工法等の試案など、検討中のものであって広島市として意思決定されていない未成熟な情報もあり、公にすることにより住民に対して不正確

な理解や誤解を与えるおそれがあり、今後の用地買収交渉や関係団体等との協定締結等に支障を及ぼすものである。

- 3 各種団体や関係者の主張についての対応策を検討した発言もあり、公にすることにより事業を適正に執行していくうえで著しい支障となる。
- 4 これらのことから、本件対象公文書①及び②について、公にすることにより、本件事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第3号に該当するものとして、不開示決定したものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

- 1 一般的に「町内会」は任意団体ではありますが、当該地区住民によって組織される最も代表的な団体であるため、実施機関は、各町内会を通じて、住民の意向等を十分に把握しながら適切に本件事業を進めていこうとしたものであることが認められます。

このため、実施機関が地元を代表する団体である「町内会」との協議結果として締結する「覚書」等については、当然公にすべき情報である考えられます。

- 2 一方、本件対象公文書①は、本件事業に係わって、連合会長等と今後の安全対策、環境保全対策及び地元対策事業等について協議などした内容を記載したものであることが認められます。

本件対象公文書②は、本件事業に係わって、連合会長等と協議会設置等について協議などした内容を記載したものであり、本件対象公文書①の一部であることが認められます。

- 3 これらの協議は、正式な協議や説明会ではなく、その前に関係者と適切な情報収集や事前の協議等を行う、いわゆる「下打合せ」であると認められますが、このような「下打合せ」においては、未成熟かつ不正確なものが含まれる情報のやりとり等が行われることが多く、その内容等については、原則として不開示が相当であると考えられます。

- 4 本件事業は、一般廃棄物の最終処分場の整備であるとともに、大規模な造成や取付道路等の工事等が行われるものです。そのため、実施機関が、当該地区住民の生活への影響等を鑑みて、住民の意向や当該地区状況等を十分に把握しながら適切に本件事業を進めていくために、連合会長等と「下打合せ」が必要であると判断したことが認められます。

これらの「下打合せ」においては、公にしないことを前提として忌憚のない率直かつ自由な協議や未成熟かつ不正確なものが含まれる情報のやりとり等が行われています。

したがって、「下打合せ」の内容だけでなく、いつ、誰と、何の議題で行ったかも含めて公にすることになれば、住民に対して不正確な理解や誤解による不安や不信を生じさせ、本件事業の今後の用地買収交渉等に支障を及ぼし、埋立開始の遅延につながるおそれがあるということは、十分に蓋然性があると考えられます。

- 5 これらのことから、実施機関が、本件事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第3号に該当するものとして、本件対象公文書①及び②の全部を不開示決定したことは、妥当と考えられます。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 7. 3	広施恵第35号の諮問を受理（諮問第67号で受理）
26. 4. 14	広施恵第5号の諮問を受理（諮問第77号で受理）
26. 7. 17 （第1回審査会）	第1部会で審議
26. 10. 27 （第2回審査会）	第1部会で審議
26. 12. 2 （第3回審査会）	第1部会で審議
27. 1. 16 （第4回審査会）	第1部会で審議
27. 2. 27 （第5回審査会）	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科長
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説副主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授